

財務省告示第百号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十八年二月二十七日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十八年三月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額	振替単位
利付国庫債券（二十年）（第八十 四回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七条第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で八億円	八億四百六十四万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年二月二十七日

十 発行価格

額面金額百円につき百円五十八

十一 利率

年二・〇パーセント

十二 経過利率

年金額に追加、次の算式により払

の払込み

出した金額を第十八号に規定

する期日に払い込むものとす

る。

算出した金額を第十八号に規定

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{2.0}{100} \times \frac{69}{365}}$$

十三 初期利子

平成十八年六月二十日を支払期

とし、次の算式により算出した

金額を支払う。ただし、支払期

が銀行休業日に当たるときは、

その翌営業日に支払う（以下、

次号及び第十五号において規定

する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{2.0}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十

日を支払期とし、各支払期にお

いて、その日以前六月間に属す

る利子を支払う。

平成三十七年十二月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

十五 償還金額

平成十八年二月二十七日

十六 元利支

払込期日

十七 払込場所

平成十八年二月二十七日

十八 払込期日

平成十八年二月二十七日